

令和6年度 亘理町いじめ問題再調査委員会  
第16回委員会 会議録

- 開催日時 令和6年4月15日（月）午後2時30分
- 開催場所 宮城県自治会館 2階 208会議室
- 出席者 長谷川啓三委員長、鎌田健司副委員長、神春美委員、  
佐々木央委員、川端壮康委員
- 説明のために出席した者  
久保参事兼総務班長

【公開】

（久保総務班長）ただいまから第16回亘理町いじめ問題再調査委員会を開会いたします。初めに長谷川委員長よりご挨拶を頂戴いたします。

（長谷川委員長）第16回を迎えました、本委員会ですけれども、この委員会は重要なまとめの段階に数回前から入っておりますが、文書にする文字の段階になっていきますので、それを見ながら中心を外さない報告書が提出できますように議論を今日もまたお願いしたいと思います。なおご存じのよう今日委員が1人少し遅れてまいりますので、彼なしでもできるところの議論から始めたいと思っております。宜し

くお願いいたします。

どこから行きましょうかね？この間のあれでは委員から出されたものを佐々木委員のものに対して少しく書いたらどうかってこともあって、それをまた書いてもらったところもあるんですが、このあたりの議論から入るのがいいかなという気がします。前回の続きから言いますと。

(佐々木委員) 答申後の対応について結構詳しい資料を、この間ものすごくよくわからなかったので出してくださいといたらこれでできたみたいなので、これについて先に…。

(長谷川委員長) どういたしましょうか？これは非公開である必要はないのかな？

(佐々木委員) ないと思います。

(長谷川委員長) じゃあ公開で。やってる内にどっかひょっとしたらあるかもしれませんが、とりあえずこれで。

公開の形で進めたいと思います。事務局の方から、このことについて説明ができる場所があれば…。

(久保総務班長) それでは今回お渡しした資料をご覧ください。臨時委員会答申後の対応についてということで教育委員会から提供を受けました。項目ですね、1番「ケータイスマホの約束啓発」からですね3頁の「思春期保健体験事業」までの13番まで、補足資料がある場合はそのナンバーをインデックスを貼った資料で補足させていただいております。なお、最後に参考としまして亘理町で実施している志教育(ころざしきょういく)の関係資料も添付させていただいております。

中でも6番の「SOSの出し方教育」ですとか7番の「メディアとの正しい付き合い方」、こちらは大変重要になってくるんじゃないかということで私も拝見しているところがございます。さらに詳しい説明資料等必要な場合は、次回以降教育委員会に私から申し伝えたいと思いますので確認のほどよろしくお願いいたします。

(長谷川委員長) それじゃあ皆さんちょっと今ご指示があったところ目を通していただいて、何か議論の必要とかお考えがあったら意見を交わすところから始めたいと思いますが…。

(佐々木委員) これは逆に詳しすぎちゃって、目を通すという世界じゃなくなってますよね。僕はイメージとしては、1つの事業について5、6行の説明と、それから予算額とか実施時期とか対象者の数が分かるような、一覧性のあるものを考えていたんですけど、これだと最初のがちょっと全体を説明したものが簡単すぎて、それで中の方は長すぎるので全部理解することがこの場ではちょっと私には難しいので、議論の対象になりにくい気がします。

(長谷川委員長) このいかがですか？今言った6番のあたりもやっぱりそう感じられますか？

(佐々木委員) ザっと目を通すの難しいですね。

(神委員) 私、1番から13番までの、目次とコメントのところをザっと…。前回の時に事案発生後にどういう取り組みをしていたかという…。まあ今回の提言に関わる部分があるので教えてくださいということで、より詳しい資料をこうやって出してもらってるんですけども、とりわけまあちょっと気にかかった7番、8番。教職員と保護者等の研修。それから8番目の教職員の全体研修。ここの辺り、要は教職員に対してどういう啓発活動ないし啓蒙活動が行われていたのがちょっと教えてもらいたかったところなんですけど、これは例えば8番目なんかは、亘理の教育長が、教育委員会とかが独自施策なんですかね？

(久保総務班長) そうですね、8番ですと亘理町で独自に講演会ということで実施して町内でということで実施したようですね。

(神委員) 9番目もそうですかね? こうやってみると…。

(久保総務班長) そうですね。9番の方は亶理町の教育委員会のほうでですね、講師を招いて、あとは町内の学校関係者を招いての報告…。これも町内で…亶理町の教育委員会が実施したものということになります。

(神委員) ちょっと話ずれるかもわかんないけど、宮城県全体もしくは仙台市もそうだけど、いじめの総件数は減ってなくて、特にあの宮城県は全体で見たらワースト県なんですけど、亶理町の統計データって、例えば残像傾向にあるとか横ばいであるとかってそういう傾向的にはどうなんですかね?

(久保総務班長) ちょっとその辺は教育委員会に確認をして…。

(神委員) あの…確かに、前回の時にどういう取り組みをし

たか、前回その事案を受けて巨理町として、もしくは教育委員会として、どういう取り組みをしたかというのを教えてくださいという話をしてこれ出してもらってるんだけど…、ここはこういう風にしてやりましたっていうところであってこういう効果がありました。単純に言えばね。もしくはこの数年でいじめ件数が残像傾向にあるんだとか極端な話したらグッとこう減ってきてると。もしくは教職員の関わり具合がチェック機能がかなり上向いてるんだとか、そういう傾向がみられるのかどうかっていうのが教育委員会ないし巨理町として、どういう捉え方をしてるのかっていうのを、もしあるのであれば後から教えてください。

(久保総務班長) はい、わかりました。

(長谷川委員長) まあ今回のことで研修等やって、その成果がどんなもんかということが、わかるもんなのかという事ですね。

(川端委員) まあ効果はちょっと分かりにくいかもしれないけど、少なくとも参加人数とか分かった方がいいですね。例えばその6番の「自死予防教育プログラム」とかすごくいい内容だと思うんですけども、これが果たしてどれくらい実施されていてどれくらい効いたかというその数が問題だと思うんですね。内容は素晴らしいと思いますけども、これはよくありがちなパターンだけど、作るは作ったけどあとは現場に投げちゃったとかそういうのよくありますけど、どれくらい実施されてるのかとか受講人数とか、そういうのは結構大事になってくるかなと思いますけどね。

(佐々木委員) 実施学年は出てますよね？そこは。

(川端委員) (実施学年) でやるという計画ですよ。ここでやると。やったではないですよ。

(佐々木委員) 全体計画だからああそうか。まあでも全員にやろうという計画ではあって…。

(川端委員) 素晴らしい内容だと思いますけど、問題は実施されているかどうかですよね。

(長谷川委員長) まあそういうのは当然ですけど、分からないとあまり意味がないよね。

(川端委員) 分からないということであれば分からないという状況だからやっぱりその結果を把握してないということなんですかね？ やっぱり。まああんまりそうあれをいうのも何ですが、そこは弱いって感じがしますかね。

(佐々木委員) これあの個別に色々聞きたいのであれば、結局教育委員会がほとんどやってるわけなので、教育委員会の然るべき人に出席してもらって、質問に答えてもらうという形をとらないと、久保さん通じて全部伝言ゲームやっても意味がないので、今回こんなものが出てくるのであれば、私はやっぱり教育委員会の方に出てもらおうようにすれば、前

回頼めばよかったなという風にちょっと…。

(長谷川委員長) いや、だから議論してやってもいいんじゃないかという気がしますけどね。これ書いたことはいいんだけど、それがどこまで実質的に役に立ってないと何もならないので…。

(佐々木委員) 神先生の言う「結果に結びついてるのか」というところも、手づかみというか感触でもいいので、なんか知りたいということはありませんよね。

(長谷川委員長) まあそれも重要な議論のテーマになると思いますが、ちょっとこここのところ僕気になるからここ皆さんでいっぺん読みませんか？この自死対策に関する、資する教育の内容というのを。SOSの出し方に関する教育の授業の進め方なんだけど。

(神委員) 6番ですか？

(長谷川委員長) うん。6番のちょっと僕が読ませてもらうと自死対策に資する教育の内容という。学校が推薦した教育の内容。自殺総合対策大綱に学校が推薦すべき自死対策に資する教育が3点示されてる。「命の大切さを実感できる教育」「様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育」「SOSの出し方に対する教育」「心の健康の保持に関わる教育」と。2番、命の大切さを実感できる教育の取り組み。小・中学校指導要領には特別の教科「道徳」の中で小学校低学年から中学校段階まですべての段階で指導すべき内容項目として命の尊さが示されています。各学校ではすべての教員が命を尊重する心の育成が自死予防につながることを十分に理解し学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通し、子供が命の大切さを実感できるよう、計画的に指導します。児童生徒等が自死に関する多くの情報が手に入る昨今、自死の深刻な実態や心の危機のサインの理解など、正しい知識を指導する必要性があり、児童生徒の発達段階を考慮し、中学校においてのみ、学級活

動に位置付けて指導しますと。

(川端委員) その次のページの2のSOSの出し方に関する教育の議論を進め方とかっていって、そこでなんかやり方が指示してあって、「令和4年度から、町内の小・中学校でSOSの出し方に関する教育の授業を、年間1単位時間以上実施してください」とか、「体育、保健体育等で扱うこととし、各学校において、実施学年や実施時期、実施教科等を検討して、年間指導計画に位置付けてください」と、こういう風にやってくださいと指示を出されたってことだと思うんですけど…、どうしてもこの効果を調べるとすれば各学校にどのくらいやりましたか？って聞けばやったかやらないか回答はそんなに難しくなくやれるんじゃないでしょうか？

(長谷川委員長) じゃあ3番。「様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育」と。「SOSの出し方に関する教育」と。SOSの出し方に関する教育の目的は、子供が、現在起きている危機的状況、または今後起こり得る危機

的状況に対応するために、適切な援助希求行動ができるようにすること、及び身近にいる大人がそれを受け止め、支援できるようにすることです。不安や悩み、ストレスの対処については、学校指導要領において、小学校の低学年段階から高等学校段階に至るまで、体育科及び保健体育の中で指導すべき内容として記されています。各学校では、保健の授業等を通して、子供がストレスへの対処方法等について理解できるようにするとともに、子供が当面する諸課題への対応に資する活動や、生活上の諸問題の解決を図ることを目的とした体験活動等を通して、援助希求行動を身に付けられるようにする必要があります。

またSOSの出し方に関する教育では、心の危機に陥った友達への関わり方を学ぶことも重要です。

SOSの出し方のみならず、そうした友達の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方についても指導します。

4番、心の健康の保持に係る教育の取り組み。心の健康の保持に係る教育については、学習指導要領において、体育や保

健体育及び特別活動の中で、関連した内容を指導することになっていきます。各学校において、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を、計画的に実施しますと。

で、次のページ2番のS O Sの出し方に関する教育の授業の進め方。指導計画。令和4年度から、町内の全小・中立学校において、本指導資料にある教材を活用又は参考にしたS O Sの出し方に関する教育の授業を、年間1単位時間以上、実施してください。

体育、保健体育等で扱うこととし、各学校において、実施学年や実施時期、実施教科等を検討して、年間指導計画に位置付けてください。

町教委主催の研修会及び校内研修等を通して、全ての教職員がS O Sの出し方に関する教育の目的や内容を理解できるようにしますと。

子供が悩みを抱えた時に助けを求めるといった指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全学級の子供を対象に毎年度繰り返し、実施するようお願いしま

すと。

本教材を活用又は参考とした授業は、各学校で年間 1 単位時間以上としますと。長期休業明けに 18 歳以下の自殺が増加する傾向を踏まえ、子供の実態に合わせ、6 月から 7 月までの大切な時期に実施することが望ましいと考えますと。

教材について。本指導資料にある教材は、子供の発達段階等に応じて、小学校編、中学校編の 2 種類ありますと。SOS の出し方に関する教育について、既に教材を作成している自治体もあります。どちらを活用していただいても構いませんと。

小学校編は小学校体育の学習内容、中学校編は中学校保健体育の学習内容を踏まえ、作成していますと。

本教材では、「自死」や「自死予防」という用語を使用していません。これは「自死」という言葉に過敏に反応する子供がいることが想定されることなどによります。SOS の出し方に関する教育は、いじめや不登校等の未然防止や早期発見にもつながる取組です。授業を行う際にも、指導者等から自死に関する発言がないよう、配慮をお願いします。

授業形態について。授業は、学級担任、同じ学年を担当する他の教員、教科担任、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等によるチーム・ティーチングで行うことが望ましく、組織的な対応をお願いします。このことにより、子供が、学級担任以外の教職員等にも相談しやすくなるというメリットがあります。

授業のまとめの段階で、子供に相談窓口連絡先一覧を配布します。その際に、相談の仕方等について、養護教諭やスクールカウンセラー等から説明をすると、より効果的です。

地域の保健師等の専門職がSOSの出し方に関する教育に参画することにより、子供に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができることや、保護者を含めた世帯単位での支援が可能になること、学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながることを期待されます。

で、4番スクリーニング、フォローアップと。学級レベル、個人レベルのアセスメントとその結果に基づく配慮。

授業実施の前には、学級担任がスクールカウンセラー等と相

談しながら学級集団や個人の状態を確認し、その結果に基づいて事前の学級単位の活動や当該生徒の授業への参加の仕方を検討するなどします。身近な対象の死を経験してる子供、日頃から不安定な子供、学校内で孤立してる子供などが配慮の対象になりますと。

フォローアップ、事業実施後は、事後アンケート等で授業の反応や、うつの兆候などをチェックし、心配のある子供については、担任による面談を経て、スクールカウンセラーの面接を行い、医療機関でのフォローアップが必要だと判断される場合には保護者にその旨伝えて理解を求め、地域の医療機関への受診を進めます。

という風なことですね。どうですか？

読んでみると大事なことが書いてあるんですが、これはただいけてるかってことですよ。

(佐々木委員) ざっくりしたこと言わせていただくと、私はこのSOSの出し方教育っていうのには、ほとんど反対なんですけど、何でかっていうと、その川端先生も書いておられ

るように〇〇君のケースであれば再三SOSを出してる。助けてほしいということを行動によって示したりしているけれども、それを十分に受け止められなかったということが問題で、先生たちにSOSの受け止め方教育を訓練というか研修でもいいですけど、そういう子供の異変に気付くというセンスみたいなセンサー、そういうものをもってもらいたいなというのは希望で、まさにその提言の中にもそういうものを盛り込むべきじゃないかと思っている。欠けてる部分というのはそのまま変えてほしい部分になるので、提言なるんだなと思ったので、このあとご説明しますが、その提言の対象は子供にちゃんと苦しい時声出せっていう、強制するんじゃなくて苦しい時も顔色にしか出なかったりするし声も出せなかったりするんでそういう子供の行動…。でも行動には出てないです。表情に出たりするので、そういうものをどうやって見つけてどうしたのって聞くのか黙って見守るとか、その親しい友達に「彼はどうしたんだ？」って聞いてみるとかそういう事で初めて見つかると思うんですよね。だからあまりこの方向性自体があんまり私は賛成ではないんですけど

…。とりあえず無益だとは言いませんから。ただし個人的には評価できないってこと一言申し上げたい。

(長谷川委員長) 僕はむしろそうも考えられるけども、これを踏まえて言えばやっぱりちょっと踏み込み方が足りなくともうちょっと踏み込む…つまり〇〇君のこと考えると、もうちょっと踏み込んだ教育なのか先生に対する何かをこの委員会で出さないと、あまり役には立たないということなんだろうという感じがする。読んでてもね。いいこと言ってるけど、実際には届いていなかったしね。もうちょっと微妙な問題も含んでるし、そうなったらなんか僕はやっぱり今仰ったように先生に来てもらって何人か、ここで何人かで話し合ってもらおうということでは何か知恵は出てくるという風に思いますけどね。先生方に集まって先生を批判するのではなくて、この問題で先生の意見を聞かせてくれというので何か出てくると思いますけどね。つまりこういう事を出されてるんだけども、どれだけやられてるのか。多分やられてないはずなんですよ。じゃあどうやってやられるかという事をそれな

りの人に複数来てもらえば…。

(佐々木委員) これやられてないですかね。教育委員会がこういう計画を出して1時間はやりなさいって言うんですけどやってないですかね？

(長谷川委員長) まあやれないでしょう。

(川端委員) だからまずやっぱそこからじゃないですか？内容ももちろんグレードアップしていいものにするというのはあるんでしょうけども、まず今ここにあるものがちゃんとやられてるかどうかという…。

(長谷川委員長) 2,3人来てくれれば先生は現役の人に来ていただければ…。それで案外いいアイデアが出てくるかも。

(佐々木委員) この委員会で集めて聞いてもらうってことですか？

(長谷川委員長) 僕はやりたいと思っている。時間もたくさんはありませんけども…1回くらいの時間とってもいいんじゃないかという気はしてます。

(神委員) この位置づけはどういう風にするの？

(長谷川委員長) 位置づけは…まああの提言内容をもうちよっと具体的なものにするための…。

(佐々木委員) それはでもこれはやはり〇〇さんの自死についての調査をしてるところから、この関連性というか、なかなかつまり我々の提言まとめるために新たにそういう会議みたいなものを作って、先生たち呼んでどうやって人選するのかわかんないですけど、それなりのこと考えてる先生を呼んでまた新たに会議やヒアリングするってそういうのは…極めて難しいし関連性がちょっと薄いんじゃないかって気がするんです。

(川端委員) まずそのシステムの先生方がそういう公の会議に出てきて本音で語ってくれるかっていう事もあると思いますし、また今佐々木委員が仰ったような、そういう趣旨のこともあれば、それはだから僕の考えとしてはまず今回の再調査をとりあえずやって、もし亘理町がご希望というか許容されるのであれば、そのあとにその防止の別のそのそういういじめとか自死に関する防止のための検討会みたいなものを立ち上げるっていうのが順番としてはよくないですか？

(神委員) 例えば提言の中にその先生方に集まってもらって、何かこれに関する意見とかなにがしかの成果があったものを提言の中に盛り込んじゃうということになりますかね？それとも提言自体の中にこういう方法で教職員に話あってもらう方法もあるんじゃないかみたいな提言を出してすると…報告書出した後ですることになりますよね？今委員長言ってるのは報告書出す前にそういう事を実施する方がいい

いんじゃないかってことですよ？

(長谷川委員長) 僕はそう思いますけどね。まあ色々考えます。今位置づけの事仰いましたけどね、この委員会が事実関係を明らかにする。これも大事ですけども、もう一つは無駄にしないための何かと。何かというのはここに今読んだところに書いてあるんだけども、これではちょっとツツコミが足りないという感じがするんです。だからそのことを直接聞くんじゃないくて、来てもらって大体これやってんのかどうかっていうことをまず聞くみたいなところから話はいけると思っていますけどね。

(佐々木委員) こっちの議論をとりあえずまとめると、次回に教育委員会の担当者の方に出てきて、この件については更に各委員から質問されるっていう形ですか？

(川端委員) 教育委員会の誰をお呼びになりますか？

(長谷川委員) 僕は今までずっと感じながら考えながらこれまでの面接もしてるところがあるんですけどね…1人は今校長さんで出てる。当時この〇〇さんの学校で、主要な位置にいた方で、今小学校か中学校の校長なさってる方いらっしゃいましたよね。

(川端委員) 今度質問事項をまとめて回答してもらったらいんじゃないですか？教育委員会の方で。

(佐々木委員) 今これの話です。長谷川先生。これについて誰か1人詳しい元校長かなんか呼ぶってことですか？

(長谷川委員長) うん今ね。誰かそういう人いましたよ。あのわりに考えてる方いらしたね。

(佐々木委員) 亘理町のあれですか？

(長谷川委員長) 亘理町の。

(神委員) 教育委員会に話を聞くときに、教育長の代わりに来てくれた人、名前覚えてないけど。結構堅実に話をした人。

(川端委員) なんでもかんでも聞かれたって答えられる人はいないじゃないですか。時間の無駄のような気がしますけど…それだったらちゃんと質問事項を決めて、呼ぶんなら呼んでもいいけど…この質問事項にあなたは答えてくださって…っていうのをやってもいいと思いますけど。

(神委員) いや、多分ね何となく私委員長言ってることがわかるんです。ちょっと今言ってる関係者に来てもらって、これの説明を受けようというのと話が違って、そうではないんですよ。現場の先生方に来てもらって何人かに来てもらって、実際にこれをどの程度実施して、どういう成果があったのか、もしくは改善点は何なのかっていう話をしてもらう方がいいんじゃないかということじゃないかという事じゃ

ないかと。

(川端委員) それは自殺の自死の防止についてのことですか？

(神委員) いや、これ全部。結局これは事案発生後に亙理町もしくは亙理町教育委員会が取り組んだ内容なんですよ、今までに。だから結構な項目に取り組んでると私は見てるんです。これをちゃんと実施したかは別の話ですよ。項目的には結構たくさんのいろんなものを、表現悪いかもわかんないけど…真面目に取り組んだんだと思うんですよ。ただそれがどの程度現場に浸透したのかというのが…それは現場の先生方何人かに参加して討論会、ディスカッションしてもらったり、リベートはちょっと上がりにくいかもわかんないから…。

(川端委員) これ全部答えて、そしてすべて本当のこと語ってくれるってそういう前提なんですか？

(神委員) まあ実際話し合ってもらえれば、これは実際にやってなかったとか、これはただ単にプリントしたものをみんなに渡したただけだったからもうちょっと見直しましょうとかっていう話が出るかどうかってこともあるわけですよ。ただ今川端先生おっしゃるように、誰か代表者が来てこれについてのコメンテーターとして話すとするれば、これはこうやりました、ああやりましたというだけで終わっちゃうんじゃないかと思うんですよ。だったらあまり必要ないかなと思うんですよ。

(川端委員) それだったらむしろ巨理町の方から教育委員会の各学校に質問を流して、回答を取った方が正しくないですか？

(神委員) たぶんそのアンケートは、出来上がったアンケート結果になってる…。

(川端委員) 仮に先生方に聞いて、先生方が「こんなの全然

やってません」なんて言うのでしょうか。

(神委員) 全然やってませんとは言わないけども、例えばこれを配布されただけで、なかなか実施できなかつたので、やりましょうとかっていう啓発にもなるんじゃないかという感じはあると。

(川端委員) まあまあそれも頭から否定はしませんけども…  
どうなんですかね？ どういう事が分かりますかね？

(長谷川委員長) 僕も経験あるんですよ。あのやっぱり来てもらってこの自死に関係した先生数人に来てもらって、話し合ってもらえれば出てきますよ。もっともっと前向きでもっともっと突っ込んだものが。それをどうするかは扱いはその後の話なんだけどね。

(神委員) 亘理町って小学校4つでしたっけ？

(久保総務班長) 今んところ6校…。

(神委員) 6校の中学校2つ。

(久保総務班長) 中学校は4つ。

(神委員) 10校ですよ。

(川端委員) その目的はこの内容がどのくらい現場に周知、実施されてるかっていう事…。

(長谷川委員長) が一つ、それから不足している部分についてアイデアないか…？その不足してる部分っていうのは今回のことを知ってる先生だね。情報差し上げてもいいわけだけど。

(川端委員) 皆さんがやるとおっしゃるならば…。

(長谷川委員長) まあやったことあるし、一回でそれなりに深まりますよ。問題に関わった人が一番よく知ってるという事。それは仮に加害者であっても実は一番よく知ってる…。

(川端委員) 僕の意見ですけど、やってもいいですけどとりあえず報告書、完成ある程度形になってからにしませんか？それはオプションだから。形になってその我々の中である程度、今回の事案についてのイメージについて固まったところでじゃあ…って話なら、まだそれは必ずしも反対しませんけど…。

(佐々木委員) いやまあかなり固まってきたと思いますけど。事後対応を審査するのは我々の主目標ではないし、それがこれだけの対策出されてこれだけ行われてます。だからけしからんとか、うまくいってますねっていうことは、全然関係ないとは言いませんけど、それじゃあ報告書のどこに盛り込んでどういう風にするのって、だから教育委員会ちゃんとやれてなくて学校が遺憾ですって書いたところで、この報告書か

らはちょっと…。だから長谷川委員長や神先生おっしゃる通り、その中からもし私たちの視野から抜け落ちてるものがあるっていう視差がもらえるならばやってもいいですけど、これを審査するためにやることに私は反対です。

(長谷川委員長) いやいや、審査するためにじゃなくて…。

(佐々木委員) これについて聞くっていうお話ですよ。

(長谷川委員長) まあある程度決まってからできればいいというお話ですよ。提言に関して、例えばここに今僕が読み上げたようなことをまた書くんじゃなくて、引用して書くと思うんだよ、こういう事を。そうじゃなくて提言に関してですよ、もうちょっと突っこんだことをやるためにそういう会議が一回でも開かれれば僕の経験ではちょっと突っこめたことが書けるかなという…。

(佐々木委員) 提言はこういう内容にならないと思いますよ。

(長谷川委員長) 提言なんかでも、いただいたやつそんな風な感じになってるから…。

(佐々木委員) いやでもちょっと違う…。川端先生の本も決してこういうものじゃないですよ。そのメンタルヘルスは入ってますけども、そのスマートフォン、SNSの使い方。学校におけるメンタルヘルス対応とか学校と家庭の連携とか、決してこの研修で行われてることとイシュー(問題・課題・論点)としてはあれですけども、書きぶりとか力点とか学校と家庭の連携なんかは全然出てきてませんからそういう意味では全然決して同じようなものが出てきているわけじゃ…。

(川端委員) まあでもこれは事件があった、事案があった後にできたものですよ。だからやっぱりそのフォローアップの話だから事案の分析。要はこれができる前の話ですよ。やっぱり。そこは分けて考えた方がいいと思うんですけど。

(長谷川委員長) まあだからそういう前提で。

(川端委員) だからやるとすればオプションとしてだと思っ  
たんですね。

(神委員) 多分どっちかって言えば、その議論してもらった  
中からこういう事…現場の先生方の意見としてこういう方  
がいいんだとかもっとこういう方法があるんじゃないかと  
かっていう案が出てくるのが望ましいんだと思うんです  
よ。で、そのことがご遺族の9月の要望書にあるような提言  
の偏りとかにも無くす一つの要素にはなるんじゃないかと  
思うんですね。ちょっと屁理屈っぽいかわかんないけど…。

(佐々木委員) 前の提言のようにはならないですよ。ね。  
スマホを持たせるなどかそういう話ですからね。

(川端委員) いいと思いますけど、まあでもやっぱりある程

度報告書まとめてそしてそれを聞くなら聞いて、もう一回報告書に戻るっていう段階であれば、それは全然かまわないと思いますけど…拡散するのは、なんか焦点がずれるのはよくないんじゃないかなど。

(神委員) そこは十分…。

(佐々木委員) まとめた段階で不要だってことになれば、不要ってことでもいいよねっていうことであれば賛成します。

(長谷川委員長) そしたら鎌田先生いらしたので、鎌田先生に出してもらったものを…。

(佐々木委員) ちょっとオープンな状態でお話合いできることを先にやらせてくれないかと委員長に先ほどお願いしましたよね。私が前回鎌田先生と川端先生から出た原因と提言というやつに反応してですね、提言の柱についてっていうペーパーを用意してきましたんで、これは外枠の話っていうか

具体的な個人を特定したりした話にならないので、問題にならないと思うのでここで議論したいと思うんですけどいかがでしょうか？

説明させていただきますけど、順番はどうでもいいっていうか構成するときに考えればいいと思うんですけど、2と3と4は鎌田先生と川端先生が書かれているスマートフォン、SNSの使い方、学校におけるメンタルヘルス対応、学校と家庭の連携の問題っていうこれを取り上げることに異存はありません。で、私が新しく提案したいのは1番として学校の生活指導の在り方についてってことです。で、それを3つに分析しまして…。2番目にトラブルが起きた時の生活指導のあり方。SNSをめぐるトラブルが来た時にどういう風に事実関係を調べるかっていう事と、それからそういうトラブルが具体的に言うと、トラブルが起きた時にどういう風に事実関係分かった時に生活指導するか。その生活指導の内容が事実上の懲戒に類する行為であるときに、不利益処分というかですね、そういう時にどういう風にするかということで、それで、私はその通信手段を取り上げるってことは非常に不利

益な処分という風に考えているので、事実上の懲戒に類した行為という風に不利益措置という風に捉えてましたけども、これについてまたPDFをあとで回しますけども、今日出したペーパーも全部回しますけども教育における子供の人権救済の訴訟という中川明先生という弁護士さんで教育関係の詳しい方ですけど裁判をたくさんやっていらっしゃってこういう立派な本を何冊も書いてらっしゃる方ですけど、この人の学校における懲戒点の問題について論じた部分でこういう一節があります。懲戒は制裁として強制や非難を含み不利益措置としての性格を類している以上それが課される前には対象たる生徒に対してその問題行動ないし非違行動について、間違った行動について、親を含む第三者（弁護士も含む）の立会いの下で十分な告知と聴聞、弁明の機会を与えるとともにその事情聴取の結果を記録にとどめ、それらの記録を本人と親を含め一定のものに開示するという手続き的な補償を最低限の法的措置としてとるべきである。教育的懲戒というのであれば尚更教育的な検証がのちに可能となるような丁寧な取り扱いが要求されるべきである。もとより

こうした手続き的な補償の履践（実践）は懲戒の段階に移行して初めて求められるのではなく連続しておりその境目を画することも困難な「生活指導」の段階でも同様に実践されなければならない。という風を書いてあってですね、やっぱりあの当該中学校における色々なトラブルが起きた時の対応の仕方っていうのについては、問題、こういう立場から、ここまで厳密に法的にやるかどうかは別としていろいろなトラブル解決の仕方が問題があったとせざるを得ないと私は思っています。それで教育の在り方としては規範を徹底するだけでなく規範のトラブルがあった時にトラブルに向き合ってみんなで規範の意味や内容を考える。で、特に新しい情報ツールは教員にとっても未経験であるので生徒とともに教員も考えるというようなそういう生活指導の在り方が必要なんじゃないか。これはこれまでのこの委員会の議論の中でも申し上げてきたところです。で、スマホ禁止を事実上の懲戒に類した行為と認めるときには懲戒はその子供の成長、発達のために行わなければならないということに目標に則しているか。それから権利侵害の側面を持つという事について

てちゃんと自覚しているか、それからそれが制限的であって一番最低限の措置であるか、なるべく強制的でないようにしてるかっていうこと、あるいは期間を定める、あるいは見直すよってことをちゃんと伝えるってというようなことが行われてるかっていう事がチェックポイントとしてあって、これらについて当該中学校の対応について問題としないし、日本の多くの小学校、中学校、高等学校でこれに反した生徒指導、懲戒が行われてるってことは明らかなので、かなりのところであるために問題が生じたりその校則の問題も出てきたりしてるってことは明らかなので、この自死のケースを受けて私たちの提言としてこの教育のあるべき懲戒とか生徒指導のありかた、あるいは子供たちとトラブルがあった時にどうやって向き合うかってっことを一説設けて論じたいっていうのが私の希望です。全部説明してしまうとここの5番に上げたのは学校・教育委員会の遺族への対応についてっていう事で早急に公開か非公開か保護者会で説明するかっていうそういう拙速な対応の決定を迫るといった遺族の心に寄り添わないようなことをしないという事、それからマスコミが

来て大騒ぎになるぞというような非公表方向への誘導をやめるっていう事。それから検討課題として文科省の指針に子供の自殺が起きた時の緊急対応の手引きで、多くの場合、遺族は自殺であることの公表を望まれませんので遺族の意向を尊重しつつ進めてくださいとありますけども、これは実態にそぐわないんじゃないかという意味で提起したいという事があります。で、ここの6番目にあるのは検討課題として第三者委員会のあり方についてこの委員会も再調査委員会でもとても長引いているわけですけども、最初の委員会が教育委員会、学校が設置するということになっていて、要するに不適切指導とかいじめとかがあった時に、それが起こしたのはやっぱり学校という場で起きいてるわけですから、その学校はある種の当事者なので第三者性をかなり欠いている。そういう人たちが事務局をやり、情報をコントロールしてくるってことについては、第三者性をもっと担保したかたちで最初から知事、市町村部局長を設置主体にした方がいいんじゃないかというようなことを、ここまで長引いた委員会としては言っているんじゃないかと思います。そして教育委員会が

身内をかばう傾向があって、結局担任の先生に再度お願いしたわけですが、ヒアリングに応じていただけなかったというようなことも含めて、ここに書けるんじゃないかなという風に思ったので1と5と6を私の提案としては提言に盛り込みたいという事です。

(長谷川委員長) はい。ありがとうございます。これいかがですか？

(佐々木委員) ご了解いただければお二方が書いていただいたものを含めて私がその提言案みたいなものをまた書いてこようと思います。

(川端委員) いや、この議論はちょっとまだ公開するのは差し障りがあるので、こういう提言があったってことまでで…。

(神委員) 多分6番目はね、例えば第三者委員会のあり方に

ついて、例えば最初から知事や市長部局いわゆる首長の範疇に置くということになると、その答申案に不満があっても、上告ってという言葉使っていいかわかんないけど…先が長くなっちゃう。

(佐々木委員) なるほど。でも一発で終わるっていう…。

(神委員) いや、終わんない終わんない。教育委員会に出して一発で終わんないのがほとんどだから再調査委員会になるわけで、再調査委員会の申告の先というか訴え先として、きちんと決めてあるわけですから市長部局ないし首長部局で改めて作りなさいと。全く別の責任のところで作りなさいという風に2段階方式になってるんですよ。第三者委員会っていうのは。だからこれをもし最初から1個だけにしちゃうと今話題になっている仙台市の母子心中と一緒に、一発で…。

(佐々木委員) それは教育委員会でやっている状況だから。

(神委員) だからやっぱこれ2段階の方が私はいいと思うんだけど。

(佐々木委員) じゃあここは一致できないという意味で…。他の方のご意見もそうかもしれないので…。じゃあ6は落としますね。

(神委員) ちょっと私そこはどうかなと…。

(長谷川委員長) ちょっとそこ調べてくださったら…もっと同じ意図でかけると思うんですけどね。

(佐々木委員) まあ経験豊かな神先生がそうおっしゃるんだったら…。

(川端委員) まあまあしかしそういう提言は疑問があってもいいかもしれませんが、それを我々が報告書に書くっていう事は自己否定してるってことですよね。僕たちは存在がお

かしいですって…。

(神委員) 教育委員会が適切かどうかというのには確かに佐々木委員おっしゃるように教育委員会って身内かぼう傾向が散々っばらあるので果たして第三者委員会設置を教育委員会にするのがどうかという疑問は確かに私もありますけどね。

(川端委員) でも先生が仰るように、最後は文部大臣まであげるといような手がありますから…そういう意味で三審制みたいな意味はあるんじゃないですかね。

(神委員) もう一つその5番目の検討課題文科省うんぬんの中で、遺族は自殺であることの公表を望まれませんのでこれが適切かどうか話だけ…これ微妙ですよ。例えば病気を苦にして自死した子供の場合、遺族は明らかに発表を望まないんですよ。

(佐々木委員) これだから自殺の場合多くの遺族は…。

(神委員) 病気を苦にして、進学問題を苦しめたとか、自殺とか、いじめの場合はね学校はいじめを表面に出されるの嫌だから、マスコミが来るからやめた方がいいですよってやり方はマニュアル化しているんじゃないかと疑っているんですけど。ただ病気で亡くなった時の自死についてご遺族はできたら伏せてほしいという事実も確かにあるんですよ。そこをどう判断するかだと思います。これは。

(佐々木委員) こうすることで、多くの遺族は望まないという風に学校側は公表を望まないという風に刷り込まれるというか、誘導されるという意味でこんな書き方しなくてもいいじゃないですかって思うんですけどね…。

(神委員) 確かに。

(佐々木委員) そういう遺族もいますのでとかね、もっとニ

ュートラルに。メディアの人間としてはすごく気になるところ  
ろです。

(神委員) これ確かに書き換わった時に、この遺族の意向を  
尊重するという文言が確か入ったんだと思いますね。その前  
の世代前の時には…。

(佐々木委員) ご遺族の意向に尊重という事に力点があるん  
だけど、その前段が誘導的なんですよ。そこに乗ってその  
マスコミが来ますよみたいな、校長とか教頭とかがその直後  
にそういう事を言ったりする。今回のケースは言い分がちょ  
っと分かれてますけど、一応これから書く事後対応の部分に  
は言い分の違いを書いたうえで、ご遺族の認識としてはこう  
なっていますと。で、そういう事と関連して文科省のマニユ  
アルについて、こういうマニュアルになってることも書き換  
えてほしいというか、提言としてできるなっていう風に思っ  
た。

(神委員) このマスコミが来るうんぬんってところは、佐々木さんの第二部にもそういう指導があったってことは書いてあるんでしたっけ？いかななものかみたいなの。あかんじゃないかみたいなの。学校側が今回の件でマスコミが来るから…。

(佐々木委員) まだ第二部の章立てを…。

(鎌田委員) これから書こうとしていると思うんで…。一回この議論やめませんか？この事案の話しませんか？

(長谷川委員長) はい。ではそうしましょう。今日川端委員と鎌田委員が…。

(佐々木委員) 一旦私異議唱えます。つまりもう書きあがって…そっか。表現とか引用することになると駄目なのか。やっぱり議論しにくいですかね？

(神委員) どこですか？

(佐々木委員) いやいや、もうちょっとオープンでもいいんじゃないかというのが私の見解です。

(神委員) でもこれには例えば鎌田先生とか川端委員の書いたところの議論は、長すぎてやばいんじゃないかなと。

(鎌田委員) 誰が何を言ったとかっていったことが出てきちゃうので…。

(佐々木委員) じゃあ同意します。

(鎌田委員) はい。じゃあそういたしましょう。ここで非公開にさせていただきます。